

令和3年度事務事業評価及び特定分野評価について

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施しました。

2 評価対象事業 7件（事務事業2、特定分野[補助金]5）

3 経過

(1) 自己評価 令和3年6月25日～令和3年7月12日

事業等を所管する所属の長が、事務事業評価シートにおいて成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に基づき、改善等の方向性を決定しました。

【現状維持：5／拡充：0／改善：1／縮小：0／再構築：1／廃止：0】

(2) スケジュール変更 令和3年8月6日

行政改革推進委員会の牛山委員長と協議。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、例年、8月～9月に実施している外部評価について、延期する旨を決定しました。

(3) 1次評価 令和3年11月15日

副町長及び各部長等で構成する庁内行政評価委員会が、自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討し評価を実施しました。

【現状維持：5／拡充：0／改善：1／縮小：0／再構築：1／廃止：0】

(4) 2次評価（外部評価） 令和3年12月17日 実施件数 2件

行政改革推進委員会において、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性について評価を実施しました。

【現状維持：1／拡充：0／改善：0／縮小：0／再構築：1／廃止：0】

(5) 建議書の提出 令和4年1月24日

行政改革推進委員会から、2次評価結果等を取りまとめた建議書が提出されました。

4 町の最終方針の決定

行政改革推進本部において、2次評価（2次評価を実施しなかった場合は1次評価）の結果を受け、町としての対応の最終方針を決定しました。

○ 町の最終方針 別紙一覧表のとおり

5 評価結果の活用

決定された町の最終方針については、計画的に取り組むものとします。